

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月17日

香川県知事 池 田 豊 人

### 香川県規則第44号

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則（平成27年香川県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定業務施設及びこれと併せて整備した特定業務児童福祉施設の種別</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>特定業務施設</u>において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類</p> <p>(ウ) <u>特定業務施設</u>において業務に従事する者の配置図及び業務内容が分かる書類</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第3条 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定業務施設の種別</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 条例第2条の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類（第2年度又は第3年度にあつては、イ及びオ、カ又はキに掲げる書類に限る。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ オ及びカに規定する法人又は個人以外の法人又は個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>特別償却設備</u>において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類</p> <p>(ウ) <u>特別償却設備</u>において業務に従事する者の配置図及び業務内容が分かる書類</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。